

岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例施行規則（平成18年岡崎市規則第2号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議の申出)

第2条 規則第3条第1項第5号に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 建物等の予定配置図
- (2) 確定測量図
- (3) 道路に係る地積測量図
- (4) 権利関係者の承諾を得たことを証する書面
- (5) 寄附申込書（寄附の場合）

(補助金等の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、規則第6条の規定による通知（後退用地等を寄附する旨を記載したものに限る。）を受けた本人及びその代理人とする。

2 奨励金の交付を受けることができる者は、寄附するすみ切り用地の土地所有者本人及びその代理人とする。

(奨励金の額)

第4条 規則第13条第1項の固定資産税評価額を勘案して市長が定めた単価は、すみ切り用地の固定資産税評価額を地積で除して得た評価額に1.35を乗じて得た額とする。

2 奨励金を交付する対象は、規則第2条に規定するすみ切り用地の範囲内における、寄附する面積とする。

(交付申請条件)

第5条 補助金等の交付申請をする場合は、次に掲げる条件を満たさなければならないものとする。

- (1) 補助金の対象となる工事を着工する前に後退用地等を寄附する旨を記載した規則第3条の事前協議の申出をし、後退用地等にある支障物件の確認を受けること。
- (2) 後退用地等について寄附の申込みをし、当該年度末までに寄附が完了する予定であること。
- (3) 当該年度末までに補助金の対象となる工事を完了し、市に報告できる予定であること。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする場合の規則第14条第1項の補助金等の額の算出の基礎となる資料は、収支予算書、工事費内訳書その他必要な資料とする。

2 奨励金の交付を受けようとする場合の規則第14条第1項の補助金等の額の算出の基礎となる資料は、寄付する土地の固定資産課税台帳登録事項証明書(評価証明)又は当該証明書を取得するために必要な代理権授与通知書(委任状)とする。

(交付決定通知)

第7条 規則第14条第1項の規定により提出された申請書は、速やかに審査を行うものとし、適正な申請と認めるときは、申請者に対して予算の範囲内において補助金交付の決定をするものとする。ただし、予算の範囲を超えた場合においては、翌年度に決定する。

2 前項の規定により補助金交付の決定をしたときは、申請者に対して書面により通知するものとする。

(交付変更申請)

第8条 前条の規定による通知書の交付を受けた後に当該補助金の対象となる工事の内容に変更が生じた場合は、変更申請を書面により行い、変更する収支予算書、工事費内訳書その他必要な資料を添えなければならない。

(交付変更通知)

第9条 前条の規定により提出された変更申請書について、審査を行い適正な申請と認めるときは、申請者に対して補助金交付変更の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付変更を決定したときは、申請者に対して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金等の交付の決定を受けた者は、当該補助金等の対象となる工事又は行為が完了したときは、当該年度の末日までに書面により報告を行わなければならない。当該報告には、収支精算書又は支払いを証明できる書類(領収証等)を添えなければならない。

(確定通知)

第11条 前条の報告を受けたときは、工事又は行為の完了及び補助金等の交付の決定内容に適合するものであるかどうか確認し、交付する補助金等の額を確定するものとする。

2 前項の規定により補助金等の額を確定したときは、申請者に対して書面に

より通知するものとする。

(補助金等の請求)

第12条 申請者は、前条の規定による通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に、請求書を提出しなければならない。

(返還命令書)

第13条 岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例（平成17年岡崎市条例第146号）（以下「条例」という。）第12条第2項の規定による命令は、書面により行うものとする。

2 条例第9条の規定により、測量に要した費用を建築主又は敷地所有者等に負担させるときは、書面により請求を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。